

## 意見公募要領

## 1 意見公募対象

「電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の変更案」及び「接続料と利用者料金との関係に関する検証」

## 2 意見公募の趣旨・目的・背景

## (1) 実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の実績原価方式を適用するドライカップ、ラインシェアリング、専用線等の平成 29 年度の接続料、手数料等を改定するため、接続約款の変更を行うもの及び接続料と利用者料金との関係について検証を行うもの。

変更案の概要は、別紙 1 のとおりです。

## (2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定

NTT 東日本・西日本の加入光ファイバにおける光信号端末回線伝送機能等について、平成 29 年度の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うもの及び接続料と利用者料金との関係について検証を行うもの。

変更案の概要は、別紙 2 のとおりです。

## (3) 平成 29 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定

NTT 東日本・西日本の次世代ネットワーク（NGN）における収容局接続機能、IGS 接続機能等について、平成 29 年度の接続料を設定するため、また、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能<sup>※</sup>について、平成 29 年度の接続料を新たに設定するため、接続約款の変更を行うもの及び接続料と利用者料金との関係について検証を行うもの。

※ 「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」（平成 28 年総務省令第 97 号）により新たにアンバンドルされた機能。

変更案の概要は、別紙 3 のとおりです。

## (4) 長期増分費用方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 1 号）が平成 29 年 1 月 4 日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、長期増分費用方式を適用する加入者交換機能、中継交換機能等の平成 29 年度の接続料等を改定するため、接続約款の変更を行うもの。

変更案の概要は、別紙 4 のとおりです。

（別添の報道資料の「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集—平成 29 年度の接続料の新設及び改定等—」のとおり。）

### 3 資料入手方法

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。

### 4 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

#### （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [setsuzoku\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

#### （３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

#### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 へ

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### 5 意見提出期間

平成 29 年 2 月 8 日（水）から同年 2 月 28 日（火）まで（必着）

※郵送の場合は、同日付け必着。

### 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当： 接続制度について 野田、小島

長期増分費用モデルについて 本間、足立

電 話：03-5253-5844 F A X：03-5253-5848

電子メールアドレス：setsuzoku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年2月8日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

## (1) 実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

該当箇所	御意見

## (2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について

該当箇所	御意見

## (3) 平成 29 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定について

該当箇所	御意見

## (4) 長期増分費用方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について

該当箇所	御意見